青少年・市民スポーツ特別委員会資料

(青少年関係事業の現況について)

平成19年6月15日

こども青少年局

教育委員会

青少年関係事業の現況について

こども青少年局

こども青少年局では、青少年の自立への支援と健全な成長に向け、青少年の自立支援 や青少年育成施策等を推進してまいります。

また、次代の社会を担う児童が心身ともに健やかに育成されるよう、安全で快適な放課後の居場所の確保をめざして「放課後キッズクラブ事業」、「はまっこふれあいスクール事業」等を実施してまいります。

1 青少年の自立支援の推進

(1) 青少年の自立支援事業

若年無業者の職業的自立に向けた支援を行う「よこはま若者サポートステーション」の運営費補助及び関連企業や団体等とのネットワークの充実に関わる事業を実施します。

ア よこはま若者サポートステーション運営補助

設置場所:西区北幸2-1-22ナガオカビル4階

運営主体:NPO法人ユースポート横濱

イ 青少年自立支援協議会

目 的:青少年の自立支援に関する事業の評価・検証や新たな事業の企画。

ウ 企業との連携による就職支援事業

目 的:若年無業者の雇用の促進

エ 学齢期児童等への職業体験・社会参加体験事業

目 的:学齢期児童等への職業意識の醸成

(2) 青少年相談センターの運営と機能強化

南区に設置する新中央児童相談所との併設により、児童相談所との連携を強化して 青少年に関する総合相談及び継続支援を行います。

また、青少年の自立支援機能を強化するため、新たな事業に取り組みます。

ア ユースサポーター訪問事業

ひきこもり状態にある青少年を大学生などが訪問

- イ 社会参加・就労体験事業(社会的ひきこもり就労支援モデル事業の転換) ひきこもり状態からの回復期にある青少年の社会参加・就労体験の機会づくり
- ウ 相談員育成事業

相談業務に携わるNPO法人や関係団体の相談員の育成

エ 発達障害児・者支援事業

グループ活動や関係機関との連携

(3) 地域ユースプラザ設置運営事業

青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有する施設として、青少年の自立支援を図るため、地域に密着した支援を行うことを目的として、平成19年度に1か所設置、平成22年度までに4か所設置していきます。

ア 設置時期:平成19年10月以降

イ 運営主体:青少年の自立支援に取り組んでいるNPO法人等を選定

ウ 対 象:概ね15歳から35歳未満の青少年及びその保護者

エ 機 能:地域における青少年に関する総合相談(電話相談、来所相談等)

: 社会参加・就労体験プログラムの実施

: ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営

:地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり

2 青少年育成施策の推進

(1) 青少年の地域活動拠点づくり

中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動拠点を、平成19年度に2か所、平成22年度までに各区1か所、計18か所整備していきます。

ア 設置場所:商店街の空き店舗、空き家などを活用

イ 運営主体:青少年育成活動に実績のあるNPO法人等を選定

ウ 活動内容:読書、パソコン、学習や仲間との団らん

: テーマを絞った語り合いなどを通じた仲間や異世代との交流

:地域の大人との共同作業による竹細工等ものづくりなどの体験

:地域の清掃活動やフリーマーケットなど、青少年自らの事業企画

運営

(2) 青少年を育む環境づくり

ボランティア養成のための研修や体験活動等を通じ、青少年の健全育成やそれに携わる人材育成を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を行います。

ア 青少年育成者養成事業

青少年指導員事業、青少年関係団体への補助

イ 青少年の有害環境改善事業

有害図書類の適正な区分陳列促進対策、青少年の深夜外出防止対策

ウ 青少年体験活動支援事業

青少年育成活動支援事業、海・ふれあい・体験事業等

工 財団法人横浜市青少年育成協会補助事業

(3) 思春期問題への取組

思春期の青少年が抱える課題の理解と解決に向け、思春期問題連絡会における検討、 青少年や保護者、地域の関係者等を対象とした講座等の開催に取り組みます。

ア 思春期問題連絡会

目 的:思春期の青少年が抱える課題の調査・検討の実施

イ 講座等の開催

講座のテーマ例: 飲酒、喫煙、リストカット、摂食障害、薬物乱用等

(4) 青少年施設運営事業

青少年施設及び野外活動施設の管理運営を行います。

ア 青少年施設(指定管理者:財団法人横浜市青少年育成協会)

施設名	所在地
横浜市青少年交流センター	西区老松町 25
横浜市野島青少年研修センター	金沢区野島町 24-2
横浜市青少年育成センター	中区住吉町 4-42-1 関内ホール地下 1・2 階
横浜こども科学館	磯子区洋光台 5-2-1

イ 青少年野外活動センター(指定管理者:財団法人横浜市体育協会)

施設名	所在地
横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター	神奈川区三ツ沢西町 3-1
横浜市くろがね青少年野外活動センター	青葉区鉄町 1380
横浜市こども自然公園青少年野外活動センター	旭区大池町 65-1
横浜市道志青少年野外活動センター	山梨県南都留郡道志村 9010-2 他

3 放課後児童育成施策の推進

(1) 放課後キッズクラブ事業

小学校施設を活用し、すべての児童を対象に、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを進めます。

実施か所数	30か所	30か所 (19年4月現在)			
	\	19年度中 18か所開設			
	48か所	(9月14か所、1月2か所、3月2か所)			
登録児童数	7, 516 <i>)</i>	(平成 19 年 4 月現在)			

(2) はまっ子ふれあいスクール事業

小学校施設等を活用して、すべての児童を対象に遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図ります。

18年度に引き続き開設時間の延長やおやつの提供等を行う充実型を実施します。

実施か所数	319か所	小学校317か所、特別支援学校及び
	(うち充実型 24 か所)	盲特別支援学校各1か所(19年4月現在)
登録児童数	75,502人 (平)	成 19 年 4 月現在)

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。

実施か所数	175か所	(平成19年4月現在)
登録児童数	5,964人	(平成19年4月現在)

(4) プレイパーク支援事業

地域の方々が中心となって、公園等の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動を支援します。

実施か所数	7か所	7か所(19年4月現在)			
	\downarrow	19年度中 2か所開設			
	9か所				
利用者数	延べ47,4	63人 (平成18年5月~19年3月)			

4 児童相談所

児童(18歳未満)が心身ともに健やかに育てられるように、あらゆる相談を受け、 児童及び家庭の調査や医学的、心理学的判定を行い、これらをもとに指導・援助する とともに、施設への措置及び一時保護等を行っています。

なお、児童虐待をはじめとする児童問題の解決を迅速かつ的確に行うため、一時保護所を付設した4か所目の児童相談所(新中央児童相談所)を6月25日に開所します。あわせて、老朽化の進んでいる青少年相談センターを本施設に移転します。

〈6月25日以降の体制〉

	所 在 地	所 管 区 域
新中央児童相談所 (※)	南区浦舟町 3-44-2	5区(鶴見・神奈川・西・中・南)
西部児童相談所	保土ヶ谷区川辺町 5-10	4区(保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷)
南部児童相談所	磯子区洋光台 3-18-29	5区(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)
北部児童相談所	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	4区(港北・緑・青葉・都筑)

(※) 青少年相談センター併設

(1) 相談事業

来所、電話による相談事業を行っています。

<平成18年度相談処遇件数> 13,535件

(単位:件)

相談別		処遇別	助言指導	継続指導	施設措置等	里親委託	自立援助ホーム委託	病院・福祉保健センター紹介	他児童相談所	計
	養	護	635	1, 611	458	24	8	8	264	3, 008
来	障	害	5, 830	609	313	0	0	10	238	7, 000
所相	非	行	193	112	14	0	1	0	119	439
談	育	成	226	120	5	0	0	3	20	374
	その	の他	22	3	0	0	0	1	4	30
小		計	6, 906	2, 455	790	24	9	22	645	10, 851
電	話 相	談	2, 684	_	_	_	_	_	_	2, 684
合		計	9, 590	2, 455	790	24	9	22	645	13, 535
構	成	比	70.85	18. 13	5.84	0. 18	0.07	0. 16	4. 77	100.0%

(2) 一時保護件数の推移

一時保護件数<u>619件</u>、 平均保護日数<u>53.9日</u>(平成18年度)

(単位;人)

年 度	1 4年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1日当たり					
入所人数	34.6	49.2	61.6	74.1	84.5
児童1人あたり					
平均入所日数	36.5	38.5	46.5	48.0	53.9
一時保護件数	3 4 6	468	485	563	6 1 9

1日当たりの入所人数は、17年度に比して14%(10.4人)、平均入所日数は12.3%(5.9人)、一時保護件数については10%(56人)増加しています。

(3) 児童虐待防止対策事業

児童虐待の防止を目指し、関係機関との相互連携と協力関係の促進に努め、早期発見・早期対応、被虐待児とその家族への支援等を総合的に進めています。

ア 児童虐待新規把握件数の推移

(単位:件)

	年 度	14	15	16	17	1 8
	件数	550	557	837	677	683
	身体的虐待	216	219	309	266	246
内	保護の怠慢・拒否	216	207	301	235	265
訳	性 的 虐 待	8	18	16	14	21
	心理的虐待	110	113	211	162	151

イ 虐待対応件数の推移

(19年3月31日現在)

年 度	1 4 年度	15年度	16年度	17年度	18年度
虐待対応件数	9 2 5	1, 103	1, 588	1, 736	1, 869

- ウ 横浜市子育てSOS連絡会(要保護児童対策地域協議会代表者会議) 児童虐待防止事業の総合的な推進及び関係機関との連絡・調整を行います。
 - •委員数 14 (医師会、家庭裁判所、弁護士会、警察、児童相談所等)

工 児童虐待防止研修

- ・主に幼稚園、保育所、小・中・高校教職員等を対象に3回実施(約500人)
- オ 区児童虐待防止連絡会(要保護児童対策地域協議会実務者会議) 区内の関係機関の連携により支援体制を築きます。
 - ・全区に設置
 - 構成員(保育所、幼稚園、小・中学校、警察、主任児童委員等)

カ よこはま子ども虐待ホットライン

横浜市中央児童相談所に設置し、365 日 24 時間フリーダイヤルで児童虐待等の 通報・相談に対応しています。

・平成18年度通報等件数 1,248件(虐待関係595件)

キ 児童虐待対応チーム

虐待通報への迅速かつ的確な対応を行うため、各児童相談所に設置しています。

ク 児童相談所による養育支援家庭訪問事業

児童相談所から、虐待にいたった養育者への支援として、各家庭へ家庭訪問員と育児へルパーの派遣を行います。

ケ 家族再統合事業

施設入所や長期の一時保護などで、親子が分離されている家族を主な対象に、児童の家庭復帰を目的とした支援を平成17年度から行っております。

· 平成18年度家族再統合件数 75件

(参考;平成17年度家族再統合件数 18件)

5 要保護児童対策

児童福祉法に基づき、家庭環境等の理由により、保護が必要とされる児童をそれぞれの状況に応じた施設に入所させ、または里親に委託し保護しています。

(1) 施設への措置等の状況

(平成19年5月1日現在)

	対象及び目的	施設数	定員	措置等人員
母子生活 支援施設	支援が必要な配偶者のない母とそ の子を入所させ保護し、自立促進のた めの生活支援など母と子の福祉を図 ります。	17 (9)	162 世帯	155 世帯
児 童 養 護 施 設	保護者のない児童、虐待されている 児童や養育環境上保護が必要な児童 を入所させ、自立を支援します。(施 設分園型ファミリーグループホーム 2ホームを含む)	20 (13)	558 人	515 人
児童自立 支援施設	不良行為を行った、または将来不良 行為を行うおそれのある児童及び生 活指導等を要する児童の自立を支援 します。	5 (3)	46 人	33 人
情緒障害児 短期治療施 設	家庭や学校での人間関係が原因と なって情緒面から生活に支障をきた し、社会適応が困難になっている児童 を短期間入所させて治療し、社会適応 を回復させます。	1	通所 15 人 入所 44 人	

()内は本市所管外で内数

(2) 母子生活支援施設緊急一時保護事業

様々な家庭の事情から支援を必要とする母子世帯を保護し、自立に向け援助を行います。

- ・実施施設 4か所
- · 定 員 12世帯

(3) 児童福祉施設の整備

ア 新規整備

施設種別	児童養護施設		児童養護施設	
建設予定	横浜市泉区岡津町		未定	
定員	4 2 人		30~40人	
敷地面積	2, 500 m ²		未定	
設置法人	社会福祉法人 杜の会		設置・運営法人を公募により選定予定	
整備計画	平成 18 年度	設置運営法人選定	平成 19 年度	用地選定
		基本設計		設置運営法人選定
	平成 19 年度	実施設計		基本設計
		工事着工	平成 20 年度	実施設計
	平成 20 年度	工事竣工		工事着工
		開所(予定)	平成 21 年度	工事竣工
			平成 22 年度	開所(予定)

イ 改築整備

施設種別	児童養護施設		
施設名	聖母愛児園		
設置法人	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会		
所 在 地	横浜市中区山手町		
定員	96人		
整備計画	平成 18 年度 基本・実施設計		
	平成 19 年度 工事着工(仮設・解体工事・建設)		
	平成 20 年度 工事竣工		
	平成 21 年度 新定員で開所(予定)		

(4) 地域小規模児童養護施設の整備

被虐待児などを地域の民間住宅等を活用して少人数の家庭的な雰囲気の中で、きめ細かい養育を行う地域小規模児童養護施設について、1か所(定員6人)増設します。

- ・実施施設 1か所 定員6人(平成19年5月1日現在)
- (5) 里親委託及び家庭型ファミリーグループホーム事業

ア 里親委託

- ・認定里親数 92組(平成19年5月1日現在)
- 委託里親数 45 組 (" ")
- 委託児童数 96 人(")
 - ※家庭型ファミリーグループホーム及び専門里親を含む。

イ 家庭型ファミリーグループホーム

児童養護施設と里親の長所を合わせ持つもので、家庭養育に恵まれない児童に対し、家庭的な雰囲気の中で養育を行う施設です。

・7ホーム 35人 (平成19年5月1日現在)

ウ 専門里親

被虐待児に家庭的な援助を行うことのできる専門的な援助技術を持った里親を認定し、委託児童の心理的外傷を癒すとともに人に対する基本的信頼感の回復を図り、早期の家庭復帰を目指します。

·認定里親数 1組(平成19年5月1日現在)

(6) 自立援助ホーム

児童が義務教育を修了し、児童養護施設等を退所した後、就業しながら自立していくために必要な指導・援助を行います。

・2ホーム 11人 (平成19年5月1日現在)

6 児童福祉審議会

児童等の福祉に関する事項を調査・審議し、また、答申等を行います。

- ·委員数 20人(第26期 任期 平成18年11月1日~20年10月31日)
- ・里親認定等に関する審議
- ・家庭保育福祉員の認定に関する審議
- ・児童の施設入所等の措置の決定及び解除等に関する審議
- ・障害児の福祉に関する審議

青少年関係事業の現況について

教育委員会

不登校、子どもの体力低下、規範意識や自立心の低下などへの対応が求められる中、 豊かな心と健やかな身体を育てる教育の充実や不登校対策の強化を図るとともに、地域と連携した子どもの健全育成に、引き続き取り組んでまいります。

1 豊かな心と健やかな身体を育てる教育の充実

(1) 体験を通して実践的に学ぶ自然・社会体験学習等の推進

ア 心の教育ふれあいコンサート

小学校全校及び特別支援学校小学部を対象に横浜みなとみらいホールにおいて、コンサートを実施します。

日程:平成19年9月~10月(計10日間)参加児童数:約34,000人

イ よこはま子ども国際平和プログラム

国際平和に対する実践的態度を育てるため、スピーチコンテストを実施し、 各学校へ「よこはま子ども国際平和募金」を呼びかけます。また、「よこはま 子どもピースメッセンジャー」を国連等に派遣します。

- ・スピーチコンテスト
 - 日程:平成19年6月~8月 参加者数:約48,000人
- よこはま子ども国際平和募金(18年度募金額:17,331,049円)
- ・よこはま子どもピースメッセンジャー国連派遣 スピーチコンテスト市長賞受賞者〔小中各2名(予定)〕を派遣

ウ 読書活動の推進

子どもたちの豊かな感性を育むため、学校・家庭・地域ぐるみで読書活動を 推進します。

- ・「まちとともに歩む読書活動推進校」の設置 19年度推進校 小学校29校 中学校7校 計36校
- ・読書活動啓発冊子「はまっ子読書ノート」の全児童への配布
- ・読書ボランティアの学校図書館への導入支援
- 「読書フェスティバル」(市民向け読書啓発イベント)の開催

エ 子どもの体力向上策の推進

全小中学校で体力テストを実施し、その結果を体育の授業改善等に活用します。また、学校・家庭・地域が連携した体力づくりを推進するため、体力向上推進拠点校を設置します。

・子どもの体力向上推進拠点校 小学校 18校(各区に1校)

オ 部活動等の活性化

部活動の活性化を図るため、地域人材の協力や地元大学との連携により外部 指導者を派遣します。

- ・中学校部活動指導者の派遣地域と連携した外部指導者の派遣派遣回数:年60回を上限
- ・大学連携部活動等派遣事業 大学と連携し、中学校の部活動や小学校の体育の授業へ実技指導者を派 遣(都筑区、青葉区で実施)

カ 体験活動の推進

心身共ともに健康でたくましい児童生徒の育成を図るため、小学校での宿泊 体験学習や中学校での自然教室を推進します。また、勤労観を実践的に学ぶた め、勤労・奉仕体験学習を推進します。

- ・小学校宿泊体験学習 4年生及び5年生
- ・中学校自然教室 1年生又は2年生
- ・勤労・奉仕体験学習 中学生の職場体験、清掃活動・福祉施設でのボランティア活動を実施

(2) 家庭教育の充実支援

ア 家庭教育学級

保護者自身が家庭教育の重要性を学ぶ機会を提供するため、地域や保護者の実態に対応した「家庭教育学級」を実施します。

• 区部単位家庭教育学級 20学級

·中学校区単位家庭教育学級 145学級

家庭教育学級補助金50学級

イ 「おやじの会」支援事業

父親層の家庭教育参加を促すため、親子ふれあい事業や見本市の開催など 「おやじの会」支援事業に取り組みます。

・親子ふれあい事業 30団体

・見本市の開催 11月

ウ 土曜学校モデル事業

地域の大人やボランティアなどが子どもの多様な学びを支援する活動を土 日などの学校休業日に定期的に開催する事業を、市内4か所で実施します。

(3) いじめ対策の充実強化

ア 児童・生徒指導

教師の指導力向上に向け、各校種ごとの協議会や研修を開催するとともに、 関係機関との連携を図りながら、児童・生徒の非行等の問題行動の防止に努め ます。

- ・児童指導体制強化研究モデル校の設置(18校)
- ・いじめ等の克服に向けた社会的スキル育成のための指導プログラムの作成
- 各校種ごとの協議会・研修の開催
- ・家庭・地域・関係各機関との連携の強化
- ・児童・生徒の非行等問題行動防止及び健全育成

イ いじめ110番

夜間や休日の相談にも対応するため、24時間、フリーダイヤルで有人対応 により実施します。

(4) 相談・指導体制の強化

ア 教育総合相談センター(教育文化センター)における教育相談 複雑・多様化する相談に対応するため、「一般教育相談」、「いじめ110 番」、「専門相談」など、総合的な教育相談を実施します。

イ 区教育相談

各区の福祉保健センターに教育相談員等を配置し、「子ども・家庭支援相談」 を行うとともに、区内の学校を訪問して、教育相談等を行います。

- ・教育相談員(各区1名)、学校カウンセラー(各区2名、中区・西区は1 名)による相談
- ・区福祉保健センターにおける子ども・家庭支援相談
- ・学校訪問による相談
- ・小中連携型カウンセラー配置

ウスクールカウンセラー活用

いじめや不登校などの問題解決のため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして全中学校及び一部の小学校、高等学校に配置します。

- 小学校4校、中学校145校(全校)、高等学校3校(計 152校)
- ・学校規模等に応じたカウンセラーの重点配置
- エ 児童生徒が事件・事故に巻き込まれた場合の心のケア体制の充実 緊急対応に関する自主研修等を行い、支援体制の強化を図ります。

2 不登校対策としての校内指導体制の確立や再登校支援

(1) 不登校対策の充実

ア 横浜教育支援センターの運営

より多くの児童生徒が再び登校できるよう支援するため、ハートフルフレンド家庭訪問事業やハートフルスペース、ハートフルルームの運営を行います。

- ・ハートフルフレンド家庭訪問 大学生や大学院生による児童生徒の訪問 心理・教育等の専門家による学生等の指導と保護者支援
- ・ハートフルスペース(適応指導教室) 関内、都筑
- ・ハートフルルーム(相談指導学級) 小学校2校、中学校6校
- ・支援体制の充実 支援アドバイザー・訪問相談員の配置

イ 不登校予防対策推進

各学校における相談機能を高めるとともに、不登校を予防するためカウンセラーが児童生徒、保護者との相談や教職員への助言を行います。

- ・学校訪問による相談【再掲】
- スクールカウンセラー活用【再掲】
- ・9月末調査、年度末調査による実態把握
- ・指導主事による予防・対応研修の実施 研修の充実(必修研修、自主研修の実施)
- ・親の集い 不登校に悩む保護者を対象に年6回開催

ウ 保健室登校子ども支援

保健室登校の児童・生徒がいる市立小中学校へ養護教諭有資格者を派遣します。

派遣回数:1,000回

(2) 教職員等を対象とした対策

ア スクールスーパーバイザー派遣

教育・心理等の専門家を派遣し、相談・助言を通して教員の問題解決能力を 向上させるとともに、学校の相談機能の充実を図ります。

- ・教育・心理等の専門家による教員への相談・助言
- ・カウンセラーアドバイザーによるカウンセラー等への支援、助言

イ 教職員研修等

児童生徒指導に係わることの多い養護教諭を対象とした「保健室カウンセリング研修」等を開催します。

- ・保健室カウンセリング研修 全校種の養護教諭を対象に、区単位ごとに実施
- ・ヘルスカウンセリング実技講座 全校種の養護教諭を対象に、健康相談活動の実技講習会を実施(8月)
- ・学校教育相談講座全校種の教諭、養護教諭を対象に、連続4日間講座
- ・不登校児童生徒理解研修 教職員を対象に、演習を通して実践的な研修を年8回実施 (うち2回保護者も参加)
- 教職員向け不登校予防ハンドブック作成・配布4回(6月、9月、12月、20年2月)

3 生涯学習社会の実現や地域との連携による取り組み

(1) 地域の学習拠点としての学校の活用

ア 学校開放

地域における文化活動やスポーツ活動を推進するため、校庭、体育館や図書 室等の特別教室の開放を行います。

・校庭・体育館 503校(予定)

·図 書 室 174校(予定)

・音楽室等特別教室 86校(予定)

イ クラブ型組織による新たな運営方式のモデル実施

昨年12月の「学校開放のあり方検討委員会」の提言を受け、地域住民による自主的な運営を進める仕組みづくりのため、2区(港南区・緑区)でクラブ型組織による運営をモデル実施します。

また、クラブ型組織の運営支援のため、「学校開放予約管理システム(仮称)」 を開発します。

ウ 学校施設活用型コミュニティハウス

青少年を含めた地域の方々の身近な生涯学習や地域活動の場として整備します。

85校 ※みたけ台中学校 19年5月31日開設(内数)

(2) 「みんなで育てるハマの子ども」推進事業

市民団体やボランティアによる子どもたちへの多様な学習・体験機会の提供を 支援します。

- ア 短期山村留学(ミニネイチャースクール)の実施 7月30日~8月5日 市内在住の小中学生を対象
- イ 「みんなで育てるハマの子ども」ネットワーク協議会の支援 (39団体が参画)

(3) その他の事業

ア 「成人の日」を祝うつどい

「成人の日」を迎えた市民に対して、大人になることの自覚を促すための記念行事を実施します。

会場:横浜アリーナ 午前・午後の2部方式で実施

イ PTAの振興

役員研修などの事業により、PTA活動の支援を行います。

- PTA役員研修事業
- · PTA指導者研修補助金
- PTA活動補助